

個人情報保護法改正による自治会での個人情報の取扱いについて

～平成29年6月発行～

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）が改正され、平成29年5月30日より施行されました。今回の改正により自治会も個人情報保護法適用の事業者となりました。

個人情報って？

生存する個人に関する情報で、特定の個人が識別できる情報のことです。
具体的には、氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・家族構成・写真などとなります。
なお、生年月日や性別等、それだけでは個人が識別できなくても、氏名などと組み合わせて使用する場合には、特定の個人を識別することができるため、個人情報として取り扱われます。

個人情報保護法って？

個人の権利と利益を保護することを目的に、事業者に対して個人情報の取扱いを定めた法律で、平成17年4月より施行されました。平成27年9月に改正され、この改正内容は平成29年5月30日より全面施行となっています。

改正前は、5,000件以下の個人情報を扱う事業者は個人情報保護法の対象外とされていましたが、改正後は自治会も含む、全ての事業者が原則対象となります。

自治会が個人情報を扱う上で、何を注意すればいいですか？

個人情報の収集・保管・利用・提供を適切に行っていれば問題はありませんが、今後は自治会も個人情報保護法の適用となるので一層の配慮が必要となります。

個人情報を集めるとき、保管するとき、利用するとき、提供するときと、4パターンに分けて注意する点をまとめてみました。



個人情報を集めるときの注意点

- 個人情報の利用目的を決めましょう。
例 会員名簿作成のため、緊急時の安否確認のため等
- 必要な個人情報の内容を決めましょう。
誰の？ どんな個人情報？
目的に合わないものは収集せず、必要最低限の情報にするのが原則です。
本人から書面で個人情報を取得する時には、本人に対して利用目的を明示しましょう。



情報を保管するときの注意点

- 集めた個人情報の漏えい防止が必要です。
誰が、どこに保管をするのかのルールを作り、会員に通知しましょう。
自治会で名簿等を作成した場合など、盗難や紛失、転売の禁止などの注意を呼びかけることも必要となります。
- 集めた個人情報の内容が誤っていたときには…
名簿など、会員に配布するときには訂正等に関する問合せ先を記載し、情報が誤っていたときには、適切に対応します。

個人情報を利用するときの注意点

- 利用目的以外には利用しません。
名簿作成のために収集した個人情報を、別の団体の勧誘に利用することはできません。
利用目的以外に利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得ることが必要です。

個人情報を第三者に提供するときの注意点

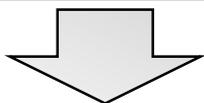
- あらかじめ、個人情報を提供することに対して本人の同意を得ることが必要となります。

ただし、以下の場合は本人の同意を得なくても個人情報を第三者に提供できます

- 法令に基づく場合（例 警察からの照会）
- 人の生命や財産を守る場合（例 災害時）
- 委託先に提供する場合（例 会員名簿の印刷を業者に委託する場合）

- 提供先などを記録し、一定期間保存しておきます。
- 個人情報を委託先に提供するときには、適切な監督を行います。
- 名簿作成などの業者委託を行う場合、個人情報が適切に管理されていることを確認します。

個人情報のことや制度についての質問は、どこにすればいいですか？



「個人情報保護法」の解釈や制度一般に関するご相談は、

個人情報保護委員会へ



個人情報保護法 質問ダイヤル

電話 03-6457-9849

午前9時30分～午後5時30分

（土曜日・日曜日・祝日及び年末年始を除く）

※個人情報保護委員会は、個人情報（マイナンバーを含む）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された独立性の高い機関です。制度についての一般的な質問にもお答えしています。

個人情報 よくある質問

Q1 自治会でのイベント時に、写真を撮って自治会の広報等に載せたいのですが、何か注意する点がありますか？

A：写真を撮る場合には事前に、写真を撮り広報等に掲載する旨を周知しましょう。人物が特定できるくらいははっきり写っているときには、本人の同意を得る必要があります。

Q2 すでに配布した名簿はどのように取り扱えば良いですか？

A：会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何かを行う必要はありませんが、盗難・紛失等の無いよう、適切に管理しましょう。

Q3 個人情報を集めるのに、回覧板に名簿をつけて記入してもらいたいのですが問題はありますか？

A：本人が他人に見られるのを承知で記入するのであれば問題はありますが、他人の目に触れることや、回覧に同意できない場合には記入する必要がないことを明記しましょう。

Q4 災害等に備えて名簿を作成したいのですが、なかなか情報を教えてくれませんか。どのように対処したらよいのでしょうか？

A：個人情報保護法は「情報を出してはいけない」「名簿を作成してはいけない」という法律ではありません。名簿作成の目的や、自治会で決めたルールで適正に管理をしている旨を周知して、会員の理解を得るようにしましょう。

Q5 個人情報保護を怠り、情報が漏れた場合の罰則はありますか？

A：個人情報保護法の定める義務に違反し、国の監督（助言・命令）に違反した場合には罰金が科せられます。また、不正な利益を図る目的で個人情報を漏らす行為に対しても罰則が科せられます。
詳細については、個人情報保護委員会（03-6457-9849）にお尋ねください。

【発行】

東大和市役所 市民部 地域振興課 市民協働係

電話 042-563-2111（内線 1711/1716）

E-mail : chiikisinko@city.higashiyamato.lg.jp